

コミュファ光ゲーミングカスタムプレサービス利用規定

2021年5月31日

中部テレコミュニケーション株式会社

(総則)

第1条 中部テレコミュニケーション株式会社(以下、「当社」といいます。)は、当社が提供する「コムファ光 ゲーミングカスタムプレサービス」(以下、「本サービス」といいます。)に関して、以下のとおり利用規程(以下、「本規程」といいます。)を定めます。

(本規程の適用)

第2条 本規程は、本サービスの利用に関し、当社の光ネットサービス契約約款で規定される「光ネットサービス」、光ネットアクセスサービス契約約款で規定される「光ネットアクセスサービス」または当社が指定するサービス(以下、これらを総称して「当社サービス」といいます。)の契約者(以下、「契約者」といいます。)に適用します。

2 当社は、本規程に基づき本サービスを提供します。

(本規程の変更)

第3条 当社は、次に掲げる場合には、本規約の内容を変更することができます。

(1)本規約の変更が、ユーザの一般の利益に適合するとき。

(2)本規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

2 当社は、前項の規定による本規約の変更をするときは、本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容並びにその効力発生時期を、本サイト上に掲示する方法その他相当の方法で周知します。

(利用申込)

第4条 本サービスの提供を希望する契約者は、本規程の内容を承諾の上、当社所定の手続きを経て当社にお申し込みいただきます。

2 当社は、1の当社サービスの契約につき、1の本契約を締結します。

3 本サービスの契約者は、本サービスに係る当社サービスの契約者と同一の者に限ります。

(申し込みの受付・当社からの取消)

第5条 本サービスは、契約者からの申し込みに基づいて、受付を行います。

2 契約者が次のいずれかに該当する場合には、前項の規定にかかわらず、お申し込みを受け付けかねます。

(1)本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき

(2)申し込み時に虚偽の事項を申告されたとき

(3)当社の業務遂行上、その申し込みを承諾することが著しく困難なとき

3 受付を行った後であっても、本サービスを申し込んだ者が前項のいずれかに該当することが判明した場合、当社はその受付を取消させていただくことがあります。

(料金および請求)

第6条 契約者は、本サービスを試験的に無償で利用できるものとします。

(利用権の譲渡禁止)

第7条 本サービスの利用権は、譲渡することは出来ません。

(契約者による契約解除)

第8条 契約者は、本サービスの契約を解除しようとするときは、あらかじめ当社に通知していただきます。

(当社による契約解除)

第9条 当社は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ契約者に通知した後、本契約を解除することがあります。

(1) 第15条(利用停止)により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しないとき。

ただし、当社は第15条(利用停止)第1項のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務に著しい支障を及ぼすと判断したときは、本サービスの利用停止をしないで本契約を解除できるものとします。

(2) 本契約に係る当社サービスの契約解除または当社サービス以外のサービス等への契約の変更があった場合

(3) 第10条(本サービスの終了)に定めるとき

(本サービスの終了)

第10条 本サービスの提供は2021年5月31日までとします。

2 前項にかかわらず、当社は、本サービスを継続的かつ安定的に提供することが著しく困難な場合は、本サービスの提供を終了することがあります。

3 当社は、前2項の規定により本サービスの利用停止をするときは、当社からあらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(提供条件)

第11条 当社は、契約者回線が以下の各号に定める条件を全て満たす場合に限り、本サービスを提供します。

(1) 光ネットサービス契約約款で規定する「光ネットサービス」又は光ネットアクセスサービス契約約款で規定する「光ネットアクセスサービス」であること

- (2)当社が別で規定する「タイプ K」のエリア以外での利用であること
- (3)品目が 10Gb/s であること

(除外事項)

第12条 当社は、契約者が以下に定める事項のいずれかの場合に該当すると当社が判断する場合には、本サービスの提供を行わないことがあります。

- (1)本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき
- (2)第11条(提供条件)のいずれかの項目をみたさない場合
- (3)その他、契約者の責により本サービスの提供が困難となる場合

(利用に係る契約者の義務)

第13条 契約者は次のことを守っていただきます。

- (1)当社が光ネットサービス契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取り外し、変更し、分解し、若しくは破壊し、又はその契約者回線に線条その他の導体を連絡しないこと。
ただし、天災、事変その他の非常事態に際してその電気通信設備を保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。なお、この場合はすみやかにサービス取扱所に通知していただきます。
- (2)通信の伝送交換に妨害を与える行為をしないこと。
- (3)当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が光ネットサービス契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
- (4)当社に光ネットサービスの提供に必要な電気通信設備の設置のため、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等を無償で使用させること。この土地、建物等について、地主、家主その他の利害関係人があるときは、契約者はあらかじめ必要な承諾を得ておくこと。
- (5)契約者は、当社が当社の指定する設備の設置、調整、検査、修理等を行うため、契約者が所有する若しくは占有する土地、建物その他の工作物等への立入を求めた場合は、これに協力すること。
- (6)当社が別に定める台数を超えて光ネットサービスを同時に使用できる自営端末設備を設置しないこと。
- (7)当社が光ネットサービス契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。
- (8)他人の著作権その他の権利を侵害し、公序良俗に反し、又は法令に反する態様で光ネットサービスを利用しないこと。
- (9)第16条に定める禁止事項に抵触しないこと。

(利用中止)

第14条 当社は、次の場合には、本サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備及び委託会社の電気通信設備の保守上または工事上やむを得ないとき
- (2) 当社が設置する電気通信設備の障害、その他やむを得ない事由が生じたとき
- (3) その他当社が本サービスの運用を中止することが望ましいと判断したとき

2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、当社が指定するホームページ等により、その旨周知を行います。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第15条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、当社が定める期間、本サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 第16条(禁止事項)及び第13条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反したとき
- (2) 当社の名誉若しくは信用を毀損したとき
- (3) 本規約に反する行為であって、本サービスに関する当社の業務の遂行または当社の電気通信設備に支障を及ぼし、または及ぼすおそれがある行為をしたとき
- (4) 当社に損害を与えたとき

2 当社は、前項の規定により本サービスの利用停止をするときは、当社からあらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(禁止事項)

第16条 契約者は、光ネットサービスの利用にあたり、以下の行為を行わないものとします。

- (1) 他人の知的財産権(特許権、実用新案権、著作権、意匠権、商標権等)、その他の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為。
- (2) 他人の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為。
- (3) 他人を不当に差別若しくは誹謗中傷し、他人への不当な差別を助長し、又はその名誉若しくは信用をき損する行為。
- (4) 詐欺、児童売買春、預貯金口座及び携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、又は結びつくおそれの高い行為。
- (5) わいせつ、児童ポルノ若しくは児童虐待に相当する画像、映像、音声若しくは文書等を送信又は掲載する行為、又はこれらを収録した媒体を販売する行為、又はその送信、表示、販売を想起させる広告を表示又は送信する行為。

- (6) 薬物犯罪、規制薬物、指定薬物、広告禁止告示品(指定薬物等である疑いがある物として告示により広告等を広域的に禁止された物品)若しくはこれらを含むいわゆる危険ドラッグ濫用に結びつく、若しくは結びつくおそれの高い行為、未承認若しくは使用期限切れの医薬品等の広告を行う行為、又はインターネット上で販売等が禁止されている医薬品を販売等する行為。
- (7) 貸金業を営む登録を受けずに、金銭の貸付行為の広告を行う行為。
- (8) 法令を逸脱した又は逸脱するおそれのある営業行為(無限連鎖講(ネズミ講)若しくは連鎖販売取引(マルチ商法)を開設し、又はこれを勧誘する行為)。
- (9) 光ネットサービスにより利用する情報を改ざんし、又は消去する行為。
- (10) 他人になりすまして光ネットサービスを利用する行為(偽装するためにメールヘッダー等の部分に細工を行う行為を含みます)。
- (11) ウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信し又はこれを他人が受信可能な状態のまま放置する行為。
- (12) 画面上での対話の流れを妨害し、又は他の契約者がリアルタイムに操作・入力しようとすることに悪い影響を及ぼすおそれがある行為。
- (13) 本人の同意を得ることなく、他人が嫌悪感を抱く又はそのおそれのある電子メールを送信する行為。
- (14) 本人の同意を得ることなく、不特定多数の者に対して商業的宣伝又は勧誘の電子メールを送信する行為。
- (15) 当社若しくは他人の電気通信設備の利用若しくは運営に支障を与える、又は与えるおそれのある行為。
- (16) 違法な賭博・ギャンブルを行わせ、又は違法な賭博ギャンブルへの参加を勧誘する行為。
- (17) 違法行為(けん銃などの譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫など)を直接的かつ明示的に請負し、仲介し、又は誘引する行為。
- (18) 人の殺害現場などの残虐な情報を不特定多数の者に対して送信する行為。
- (19) 人を自殺に誘引または勧誘する行為、又は第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介する等の行為。
- (20) 偽りその他不正な手段により個人情報を取得する行為。
- (21) インターネット異性紹介事業(出会い系サイト)の開設、運営、若しくは利用により法令に違反する行為、またはそのおそれのある行為。
- (22) 販売又は頒布をする目的で、広告規制の対象となる希少野生動植物種の個体等の広告を行う行為。
- (23) 当社の承諾を得ることなく、第三者からの要求に対し、情報を自発的に応答させる行為又は応答させることを目的とした自営電気通信設備を設置する行為。

- (24) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつその行為を助長する態様でリンクを張る行為。
- (25) その他、公序良俗に違反し、又は他人の権利を著しく侵害すると当社が判断した行為。
- (26) その他、法令に違反する行為。
- (27) その他、当社が不適切と判断する行為。

(免責事項)

- 第17条 本サービスは当社一部ネットワーク内で通信が混雑した場合に、契約者の通信を優先しますが、必ずしもその通信を保証するものではありません。
- 2 当オプションは当社一部ネットワーク内で通信が混雑した場合に優先制御されるものであり、インターネットを含むあらゆる区間で優先制御されるものではないため、それらに起因して通信遅延が発生する可能性があります。
 - 3 当オプションによりインターネットサービスにおける通信速度を保証するものではありません。
 - 4 契約者が本サービスの利用により第三者(他の契約者を含みます。)に対し損害を与えた場合、契約者は、自己の責任でこれを解決し、当社にいかなる責任も負担させないものとします。
 - 5 当社は、第10条(本サービスの終了)、第14条(利用中止)、第15条(利用停止)の規定により本サービスの終了、本サービスの利用中止並びに利用停止に伴い生じる契約者の被害について、一切の責任を負いません。
 - 6 サイバーテロ、自然災害、第三者による妨害等、不測の事態を原因として発生した被害については、本規約の規定外の事故であることから、本サービスの提供が困難な不可抗力とみなし、当社は一切責任を負いません。(サイバーテロとは、コンピュータ・ネットワークを通じて各国の国防、治安等を始めとする各種分野のコンピュータ・システムに侵入し、データを破壊、改ざんなどの手段で国家または社会の重要な基盤を機能不全に陥れるテロ行為をいいます。)

(個人情報の取り扱い)

- 第18条 当社は、本サービスの提供に関連して知り得た契約者に関する個人情報(以下、「個人情報」といいます。)を、別に定める「プライバシーポリシー」に基づき、適切に取り扱うものとします。
- 2 当社は、個人情報を本サービスの実施およびそのアフターサービス等の提供に必要な範囲内で取り扱います。
 - 3 当社は、法令により例外として扱われる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ることなく個人情報を第三者に提供しません。

(準拠法)

- 第19条 本規程の成立、効力、解釈および、履行については、日本国法に準拠するものとします。

(その他の提供条件)

第20条 通信利用の制限、料金の計算方法、債権の譲渡、割増金、延滞利息、責任の制限または管轄裁判所等、本規程に定めのない本サービスの契約に関するその他の提供条件については、当社サービスに係る該当する約款の定めるところによります。

附則

(実施期日)

1 この利用規定は、2021年3月29日から実施します。

附則

(実施期日)

1 この利用規定は、2021年5月31日に廃止します。